

青森県報

第六百三十五号

令和五年
七月十二日
(水曜日)

目 次

告 示

- 生活保護法による医療機関の指定……………(健康福祉課) ……一
- 生活保護法による指定医療機関の廃止の届出……………(同) ……一
- 生活保護法による施術者の指定……………(同) ……二
- 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による医療機関の指定……………(同) ……二
- 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関の廃止の届出……………(同) ……二
- 喀痰吸引等業務の登録……………(高齢福祉保険課) ……二
- 特定行為業務の登録……………(同) ……三
- 障害福祉サービス事業者の指定……………(障害福祉課) ……三
- 青森県指定金融機関等の指定の一部改正……………(会計管理課) ……三
- 漁船保険付保義務の発生……………(三八地域民局) ……四
- 令和五年度高齢者施設及び障害者施設の集中的検査業務委託に係る一般競争入札……………(保健衛生課) ……四

告 白

労働委員会

○あつせん員候補者の氏名等……………(事務局) ……五

告 示

青森県告示第四百二十九号

生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号）第四十九条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の第三一号の規定により告示する。

令和五年七月十二日

青森県知事 宮 下 宗一郎

事業名称	事業者	事業名称	所在地	指 定 日
十和興産株式会社	上北郡東北町旭北一丁目三〇の九	TOWANATION ステーション	東津軽郡平内町大字小湊字愛宕九二の一	五・六・一
合同会社ビリーフケア	十和田市大字三本木字西小稲一七三	訪問看護ステーション T SUGU	十和田市稲生町一九の三五コーポマサ202	令 和 四・三・一

青森県告示第四百四十号

生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号）第五十条の二の規定により、次の指定医療機関から廃止した旨の届出があったので、同法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

令和五年七月十二日

青森県知事 宮 下 宗一郎

名 称	国民健康保険五戸総合病院 川内診療所	所 在 地	三戸郡五戸町大字上市川字中坪一の一	年 月 日 止	令和 四・六・〇
名 称	国民健康保険五戸総合病院 倉石診療所	所 在 地	三戸郡五戸町大字倉石中字幸神道前一五の四	年 月 日 止	〃
名 称	あおぞら調剤薬局	所 在 地	弘前市大字中野一丁目九の一	年 月 日 止	五・五・三

青森県告示第四百四十一号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十五条第一項の規定により、医療扶助のための施術を担当させる者を次のとおり指定したので、同法第五十五条の三第一号の規定により告示する。

令和五年七月十二日

青森県知事 宮 下 宗 一 郎

氏 名	會津 郁哉	住 所	北津軽郡板柳町大字灰沼字東一七六の一〇	指 定 年 月 日	令和 五・五・一
名 称	黛 奈奈	住 所	弘前市大字長坂町一五 ハウゼン川端八号	指 定 年 月 日	五・五・一

青森県告示第四百四十二号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号。以下「例による生活保護法」という。）第四十九条の規定により、医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定したので、例による生活保護法第五十五条の三第一号の規定により告示する。

令和五年七月十二日

青森県知事 宮 下 宗 一 郎

事 業 者	名 称	主たる事務所の所在地	事 業 所	指 定 年 月 日
十和興産株式会社	名 称	上北郡東北町旭北一丁目三一の九〇	名 称	東津軽郡平内町大字小湊字愛宕九二の一
TO W A ナー ン ス テ ー シ ョ	名 称	所在地	名 称	所在地
令和 五・六・一				

青森県告示第四百四十三号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号。以下「例による生活保護法」という。）第五十条の二の規定により、次の指定医療機関から廃止した旨の届出があったので、例による生活保護法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

令和五年七月十二日

青森県知事 宮 下 宗 一 郎

名 称	国民健康保険五戸総合病院 川内診療所	所 在 地	三戸郡五戸町大字上市川字中坪一の一	年 月 日 止	令和 四・六・〇
-----	-----------------------	-------	-------------------	---------	-------------

青森県告示第四百四十四号

社会福祉士及び介護福祉士法（昭和六十二年法律第三十号）第四十八条の三第一項の規定により、次のとおり喀痰吸引等業務の登録をしたので、同法第四十八条の八第一号の規定により公示する。

富田支店

弘前市大字松森町

に改める。

青森県告示第四百四十八号

漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第百十二条の二第二項の規定による次の発起人の次の加入区に係る届出について審査した結果、同法第百十二条第一項の規定による同意があつたと認めためたので、同法第百十二条の二第三項の規定により公示する。

令和五年七月十二日

青森県知事 宮 下 宗一郎

発起人の住所及び氏名	加入区の名称
上北郡東北町旭北二丁目三一の一三三	沼尾 栄一
上北郡東北町宇船ヶ沢六三の五	濱田 正志
上北郡東北町上北北一丁目三四の二一〇	濱田 慕
	小川原湖

公 告

令和五年度高齢者施設及び障害者施設の集中的検査業務委託に係る一般競争入札

次のとおり一般競争入札により契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の六の規定により公告する。

令和五年七月十二日

青森県知事 宮 下 宗一郎

一 一般競争入札に付する事項

1 次に掲げる役務（以下「調達案件」という。）に係る調達とする。

(一) 調達件名

令和五年度高齢者施設及び障害者施設の集中的検査業務委託

(二) 調達概要

県内（中核市を除く。）の高齢者施設及び障害者施設における新型コロナウイルス感染症抗原定性検査に係る検査キット調達、配送、問い合わせ対応及び検査実績取りまとめ

2 調達案件に要求する仕様等は、入札説明書による。

二 委託契約期間

令和五年八月十一日から令和六年三月三十一日まで

三 入札に参加する者に必要な資格

1 地方自治法施行令第百六十七条の四第一項及び第二項に規定する者に該当しない者であること。

2 入札書の提出期限の日から開札の時までの間に、知事の指名停止の措置を受けていない者であること。

3 過去三年の間に、その種類及び規模が同程度の業務の実績を有する事業者であること。

四 入札に参加する者に必要な資格の審査の申請の時期及び場所等

1 入札に参加しようとする者は、あらかじめ、三に定める資格を有することについて、次に従い、一般競争入札参加資格審査申請書（以下「申請書」という。）により、審査を受けなければならない。

2 提出時期等

(一) 入札への参加を希望する者は、申請書に係る書類を添えて、令和五年七月二十八日までに青森県健康福祉部保健衛生課長に提出しなければならない。また、申請書の内容について説明又は必要に応じて内容の変更等を求められた場合には、これに応じなければならない。

(二) (一)の説明又は内容の変更等に応じない者は、当該入札に参加することができないものとする。

(三) (一)の審査結果については、申請者に対して書面により別途通知する。

3 提出場所

青森市長島一丁目の一

青森県健康福祉部保健衛生課新型コロナウイルス感染症担当

電話 〇一七―七三四―九一四六

4 提出部数

一部

五 入札書の提出場所、入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問合せ先

青森市長島一丁目の一

青森県健康福祉部保健衛生課新型コロナウイルス感染症担当

電話 〇一七―七三四―九一四六

なお、令和五年七月十二日から同月二十八日までの間において青森県健康福祉部保健衛生課ホームページからダウンロードできる。

URL:<https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/kenko/hoken/index.html>

六 入札の日時及び場所

令和五年八月四日 午後一時三十分

青森市長島一丁目の一

青森県庁舎 北棟五階A会議室

七 入札執行回数

原則として二回を限度とする。

八 入札保証金及び契約保証金に関する事項

1 入札保証金

青森県財務規則の運用第三百三十二条関係の一の規定により免除する。

2 契約保証金

青森県財務規則第五百九条第一項第七号の規定により免除する。

九 落札者の決定方法

入札説明書の要件要求を全て満たした者で、かつ、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容及び適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とすることがある。

十 契約の締結

1 落札決定の日から七日以内に契約を締結する。

2 落札の決定後、当該入札に係る契約の締結までの間において、当該落札者が三

に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった場合には、当該契約を締結しない。

十一 入札条件

青森県財務規則に定める入札者心得書（ただし、第四条第八項及び第六条（B）を除く。）を遵守するほか、入札説明書による。

十二 入札書記載金額等

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の十に相当する額を加算した金額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった合計金額の百分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

十三 その他

1 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

2 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、申請書に虚偽の事実の記載をした者の入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

3 契約書作成の要否 要

4 当該調達案件に関する事務を担当する部署の名称及び所在地

青森県健康福祉部保健衛生課

青森市長島一丁目の一

5 その他 詳細は入札説明書による。

労働委員会

あつせん員候補者の氏名等

労働関係調整法施行令（昭和二十一年勅令第四百七十八号）第四条及び労働委員会規則（昭和二十四年中央労働委員会規則第一号）第六十八条第一項の規定により、あつせん員候補者を次のとおり公示する。

令和五年七月十二日

青森県労働委員会会長 岩 谷 直 子

氏名	職 業
岩谷 直子	青森県労働委員会委員（公益委員） 弁護士
伊藤 佑輔	青森県労働委員会委員（公益委員） 弁護士
大矢 奈美	青森県労働委員会委員（公益委員） 青森公立大学経営経済学部教授
細矢 浩志	青森県労働委員会委員（公益委員） 弘前大学人文社会科学部教授
源新 明	青森県労働委員会委員（公益委員） 弁護士
山内 裕幸	青森県労働委員会委員（労働者委員） 日本労働組合総連合会青森県連合会会長代行
谷川 浩二	青森県労働委員会委員（労働者委員） 弘前愛成会病院労働組合執行委員長
野坂 聡子	青森県労働委員会委員（労働者委員） オールユニバースユニオン執行副委員長
金沢 秀樹	青森県労働委員会委員（労働者委員） 東北電力労働組合青森県本部委員長
對馬 茂文	青森県労働委員会委員（労働者委員） 全国交通運輸労働組合総連合執行役員
寺下 一之	青森県労働委員会委員（使用者委員） 寺下建設株式会社代表取締役社長
山田 悦子	青森県労働委員会委員（使用者委員） 株式会社山丙代表取締役社長
安田 浩一	青森県労働委員会委員（使用者委員） 株式会社弘前燃料代表取締役社長
小笠原 勝博	青森県労働委員会委員（使用者委員） 北方商事株式会社代表取締役社長
小山田 康雄	青森県労働委員会委員（使用者委員） 一般社団法人青森県経営者協会専務理事

佐藤 剛	青森県労働委員会事務局局長
成田 哲朗	青森県労働委員会事務局次長
成田 伸彦	青森県労働委員会事務局副参事

（発行所・発行人）
青森市長島一丁目一番一号
青 森 県

（印刷所・販売人）
青森市第二問屋町三丁目一番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十八円九十銭